

大飯原発運転認められ

高裁支部判決差し止め取り消し



運転差し止めが認められず「不当判決」の垂れ幕を掲げる原告の人たち=4日、金沢市の名古屋高裁金沢支部前で(西浦幸秀撮影)

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを住民らが求めた訴訟の控訴審判決が4日、名古屋高裁金沢支部であった。内藤正之裁判長は「新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない。大飯原発の危険性は社会通念上、無視しつる程度にまで管理・統制されている」と述べ、運転差し止めを命じた一審福井地裁判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。=関連②面、論説③面、判決要旨⑨面

「新基準 不合理でない」

二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故後の大飯原発訴訟で、高裁判決が出たのは初めて。

控訴審の争点は、安全対策の前提として関電が想定

している地震の揺れの大きさ(基準地震動)だった。元規制委員長代理の島崎邦彦東京大名誉教授(地震学)が住民側の証人として出廷し、「過小評価の可能性がある」

決めた暫定基準に基づいては「活断層の深層面積は詳細な調査を踏まえ大きく設定しており、過小であるとは言えない」と退けた。

一四年五月の福井地裁判決は「生命を守り生活を維持するという根幹部分に対する具体的な侵害の恐れがあるときは、差し止めを請求できる。多数の人格権を同時に侵害する性質があるとき、差し止めの要請が強く働くのは当然だ」と指摘。関電の地震対策には構

機 関西電力がおおい町に持つ加圧水型軽水炉。3号機は1991年、4号機は93年に商業運転を始めた。出力は各118万瓩で、関電の原発で最大。

東京電力福島第一原発事故の審査に合格し、同11月に

西川一誠知事が再稼働に同意。3号機は今年3月、4号機は5月にそれぞれ再稼働した。

機 関西電力がおおい町に持つ加圧水型軽水炉。3号機は1991年、4号機は93年に商業運転を始めた。出力は各118万瓩で、関電の原発で最大。

東京電力福島第一原発事故の審査に合格し、同11月に西川一誠知事が再稼働に同意。3号機は今年3月、4号機は5月にそれぞれ再稼働した。

民側の主張を認めていた。内藤裁判長は、現状の法制度が原発の利用を認めていることに触れ、「福島原発事故の深刻な被害に照らし、原発を廃止・禁止することは大いに可能であつて、司法の役割を超えて、国民世論として幅広く議論され、立法府や行政府による政治的な判断に委ねられるべきだ」と述べた。

大飯原発3、4号機は、規制委による新規制基準への適合審査を経て、今春から再稼働している。

安全性、理解された結果

関西電力の「メメント控訴して以降、一審判決が合理性を欠く」とを指摘するとともに、大飯3、4号機の安全性が確保されていることについて、科学的・専門技術的知見に基づき、改めて丁寧な説明を行ってきました。裁判所に理解された結果と考える。

責任放棄のひどい判決 住民側弁護団の島田広弁護団長の話 あまりにひどい判決だ。主体的に原発の安全性を審査していない。科学者の証人尋問を実施し、審理を尽くすべきだったのに、強引に審理を打ち切った。「具体的な危険はないと言いつる」という判断は恐るべき安全監視であり、司法の責任放棄だ。

